デジタル庁政策評価・行政事業レビュー有識者会議開催要綱

（令和５年３月 14 日
デジタル監決定）

１　目的

デジタル庁における政策評価及び行政事業レビューの円滑かつ効率的な実施について、外部の視点から、政策・施策及び事務・事業の効率的・効果的な検証・点検を図り、評価・レビューの結果を計画等に反映することを目的として、デジタル庁政策評価・行政事業レビュー有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

２　委員

委員は、デジタル庁の政策分野及び行政事業レビューに精通した学識者等から選出するものとし、デジタル庁委嘱委員及び内閣官房行政改革推進事務局委嘱委員（行政事業レビュー実施要領（行政改革推進会議決定）に基づき、内閣官房行政改革推進事務局が専任した外部有識者をいう。）からなる。

３　座長

⑴会議に座長を置く。座長は、委員の互選により選出する。

⑵座長は、議題を整理し、議事を進行する。

⑶座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

４　有識者会議の開催

⑴会議は、座長が招集する。

⑵座長が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求めることができる。

５　事務局

会議の庶務等に関しては、政策評価及び行政事業レビューを担当する班（チーム）が事務局として処理する。

６　その他

⑴その他会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

⑵会議の委員、議事概要及び資料はデジタル庁のウェブサイトに公表する。

附　則

１　この要綱は、令和５年３月 14 日から施行する。

２　この要綱の施行に伴い、令和４年２月 21 日付デジタル監決定「デジタル庁政策評価に関する有識者会議設置要綱」は廃止する。